

徳川幕府の会計機構と帳簿組織からみる会計の本質

—記録と報告—

喬 雪水

要 旨

徳川幕府はかなり精密な財政組織を持ち、その財政政策によって幕藩制を左右することができた。本研究は江戸時代を対象にする財政史研究の成果を土台に、その時代の財政の管理と運営を支える会計機構の発展経緯と帳簿システムの構成を検討したうえ、遂行された会計業務のプロセスの中において、どのような事象を、どのような帳簿に記録し、さらにどのような経路と形式で報告されたのかについて考察し、徳川幕府が行った会計にも、記録と報告という会計の本質的な要素を有したことを明らかにする。

1. はじめに

日本の社会制度は明治維新を境に大変革を遂げたという認識が一般的であるが、経済構造、技術水準、生活慣習及び宗教文化の面においては、江戸時代と近・現代の連続性は明確に存在する。江戸時代を背景にする各分野の研究は、経済・財政・商業の分野においても著しい進展をみせ、その構造的特質的解明が進められたが、その中で会計に関わる研究は必ずしも十分な展開をみせていない。2011年以降、中央経済社から『体系 現代会計学』(全12巻)が続々発行された。このシリーズは過去30年間のさまざまな局面における会計と会計学の歩みを振り返って、その到達点を理論的に総括するものである。しかし、日本における会計の発展に関わる部分は明治期の複式簿記が導入以降とされている。このシリーズ以外にも、日本では商家会計¹(和式帳簿などを中心に)についての研究はわずかにあり、幕府・藩に関わる会計はほとんど取り上げられていない。大野(1996)は、徳川幕府と藩はかなり精密な財政組織を持ち、その財政政策によって幕藩制を左右することができたと指摘しているが、精密な財政組織は精緻な会計組織制度と詳細な会計記録に依拠しなければならないはずである。にもかかわらず、江戸時代を対象とする会計史研究がほとんど行われていなかったのはなぜであろう。

その理由は日本における会計史研究の展開とその趨勢的特徴から探ることができる。千葉(2012)は、日本における会計史研究の特徴について3つ取り上げられている。一つ目は、「会計」の歴史研究は、その起点を複式簿記に代表される洋式簿記の導入期に措定されているという点である。会計研究が実務主導型の性格を当初から強く有していたために、自らの歴史に対する関心が相対的に低いのである。二つ目は、会計史の研究対象が、過去においては「簿記」と「財務会計」に偏る傾向があったという点である。三つ目は、簿記と財務会計に関わる歴史研究の時系列的な趨勢変化に伴い、研究対象領域も複式簿記誕生の地と考えられるイタリアからアメリカに変化していたという点である。要するに、「会

¹ 西川登「江戸時代の三井家における会計組織の研究」(京都大学論経博第141号、1993年)。

田中孝治『江戸時代帳合法成立史の研究 和式会計のルーツを探求する』(森山書店、2014年)。

計の歴史」の研究範疇に対する認識は複式簿記本質論及び経済実態を貨幣価値で表現することを前提にしているように思われる。果たして、この認識がこのままで良いのだろうか。

近年の考古学（特にメソポタミア史）の研究成果によると、会計記録の必要性から文字が誕生した。つまり、会計は文字が生まれる以前から人間の営む行為として実践されていたことが明らかになった。つまり、会計の本質とは何かを考える時、まず、浮上してくるのは「記録」と「報告」であろう。

会計は「記録」であるという側面を重視し定義される場合、ゴールドバーグ（2005）は次のように叙述した。会計とはその原初的形態あるいは初期の段階においては客観的に発生したとみなすことのできる出来事を記録するように設計され使用されてきた手段である。そして「この事実に基づいて歴史的特質（出来事を記録していく）は、すべての会計記録システムの重要な特徴であり、その本質的基礎を構成するものである」（工藤訳、2005）。一方、会計は「報告」であるという側面を重視し定義される場合、武田（2008）は次のように表現した。会計とは、情報利用者の意思決定に役立つような経済的情報を識別し、測定し、伝達する過程である。この定義では、利用者の情報要求（ニーズ）をなんらかの形で、すなわち文書、口頭などによるメッセージの形で、さらに、その要求を充足するような情報を形成し、伝達するという相互的コミュニケーションである。

このような叙述を踏まえ、会計とは人や組織が過去において実際に行った活動を記録してきたものであり、会計帳簿には過去における出来事が時間と空間を超えて事実として再生されるための情報が蓄積されると工藤（2011）は述べた。その情報は相互的コミュニケーションの手段として組織（会計機構）内部で報告され、客観的・実質的なものとなり、関係者に共有されるものである。つまり、会計の元々の本質は「記録」と「報告」であると理解してもよいであろう。

本研究は会計の本質は記録と報告であるという認識のもとで、徳川幕府が行っていた会計にはこの根本的な要素を有するかどうかを考察することを目的とする。前述のとおり、260年間も続いた徳川幕府は精密な財政組織が存在したことは財政史研究の分野においてすでに明らかにされてきた。本研究では、江戸時代の財政を対象に展開された先行研究の成果を土台に、その精密な財政組織を支える会計機構の発展経緯と帳簿組織の構成を検討したうえ、幕府で行われていた会計業務のプロセスの中において、どのような事象を、どのような帳簿に、どのように記録されたのか。さらに、記録された事象はどのような経路と形式で報告されたのかを明らかにする。

2. 先行研究における徳川幕府の財政事情

本節は主に大野（1996）、飯島（2004）、大口（2020）の先行研究をレビューしつつ、徳川幕府における財政基盤の特質や財政状態の全般的な変遷について概観する。財政基盤の特質に関しては、大野（1996）によると、徳川幕府の財政的基盤は、第一に全国的に散在する幕府直轄領で、そこからの貢租収入が中核である。その直轄領は初期に230～240万石、以後大名の改易・減知による収公と新田開発によって17世紀末には400万石に達した。第二に、江戸・京都・大坂の三都を始め、堺・奈良・長崎など旧来の政治・商工業の中心地や港湾都市を直轄して商業・貿易・運輸の要点を抑え、都市商工業者を掌握したことから工商税などが挙げられる。第三に、キリスト教禁圧に乘じ、鎖国体制を完成させ、糸割符仲間を通じて生糸を主とする貿易独占を達したこと。第四に、貨幣鑄造権を独占し、貨幣材料の金・銀、主要輸出品にもなった銅などの主要鉱山を直轄したこと。第五に、城郭や都市建設材産地である木曾・飛騨・赤石山系などの原始林を直轄し、軍馬産地としての佐倉・小金などの牧場を支配した。第六に、宿駅・街道や川船に対する交通運輸支配である。以上は豊臣政権の政策を継承

発展させたもので、統一政権の強大な財政的基盤としての特質を示すものであった²。

この財政基盤の特質を理解したうえ、次は幕府の財政状態の変遷を概観する。財政状態の変遷プロセスを概観する際に、いつの時点の財政状態をみるか、つまり時間軸を決めなければならない。徳川幕府の時期区分としては、時間的推移に沿って前・中・後期にわけほかに、将軍の代替わりによって区分することもあった。さらに、社会構造の変化や、経済政策の特徴など、研究対象となる歴史事件を指標とした区分も考えられる。江戸幕府財政についての先行研究では、初期について、幕府領の形成過程やその支配に関するものおよび勘定所機構の成立・整備に関するものなどが中心であった一方、財政自体を分析した研究の大半は享保期以降とされた。それは、享保期以降に比較的多くの財政史料が残っていたためであった。先行研究でこうした制約された史料を利用した幕府財政の実態を示す収支決算書に関するものは『大河内家記録』、『吹塵録』、『水野家文書』および『徳川宗家文書』の中で収録されたものとされ、それぞれ、享保15年(1730)、天明8年(1788)、弘化元年(1844)、文久3年(1863)、元治元年(1864)、慶応4年(1868)を対象に収支構造分析が行われた。したがって、本節はこれを時間軸にし、徳川幕府の財政を初期・中期・後期の三段階でそれぞれ先行研究をレビューする。

(1) 徳川幕府初期の財政(貞享・元禄期)

徳川幕府における初期の財政について、大口(2020)は以下のようなことを指摘している。徳川幕府の経済的基礎を問題とすると、幕藩体制を封建制社会とみる限り、徳川幕府が最大規模の封建的土地所有者であるという事実は、その直轄領のなかに、全国の主要都市・鉱山のほか有数の米産地を含んでいたという事実とともに重視されなければならない。幕・藩領主財政は、石高制を基軸とする地代收取によって維持・再生産されるどころに基本的性格がある。

幕府の直轄地は、徳川氏の入国以来からの所領であった関東、特に江戸周辺地域、それから、豊臣政権の旧蔵入地であり生産力の比較的高い畿内近国のほか、軍事目的から奥羽や九州などの遠隔地にも設置されていた。その後、軍事的必要は減じるが、参勤交代や旗本屋敷の整備によって江戸の武家人口が増加すると、年貢米の江戸回送が要請された。寛永末年以降には、幕府の勘定方の組織も整備され、寛文年間には全国的な海上運送を主体とした交通輸送体系が整って、年貢米金の大部分は江戸浅草の米蔵・金蔵に集中するシステムが整ったという。幕府直轄地の総石高は、江戸時代初期には、230～240万石、年貢収入はやく100万石と推定されているが、その後改易・減知された大名領地を直轄地に繰り入れ、また新田開発するなどし、延宝年間(1670)には300万石、元禄年間(1690)には400万石に達しているという。

年貢収入のほか、鉱山収入や外国貿易による収益も幕府財政収入の中で大きな位置を占めていた。さらに、幕府は主要な鉱山であった佐渡金山や但馬銀山を直轄地にするとともに、関ヶ原の戦いの翌年慶長6年(1601)には、慶長金銀を金座・銀座に铸造させた。当時はまだ地方的な銀貨が流通していたが、幕府は貨幣铸造権を独占することで、藩財政と決定的に異なる位置を得た。17世紀後半には上方の銀流通、関東の金流通の間に両替商による為替関係が確立し、幕府は貨幣流通においても全国統一を果たしたといつてよい。また家康の遺金として知られる財産があり、記録によれば元和2年(1616)に、家康の死去に際して尾張・紀伊・水戸の三家に残した金額が合計100万両におよぶといわれ、幕府蔵にも相当の遺金が引き継がれたと考えよう。以上は徳川幕府が発案にあたって確保していた財源であった。

² 大野瑞男『江戸幕府財政史論』(吉川弘文館、1996年)377頁。

この財源の中から、幕府が全国を支配するための行政や儀礼に要する経費、徳川家の家産を運用し私的な日常の消費に充てる経費、そして旗本御家人ら直臣たちに俸禄として支給する経費などを、円滑に配分することが当面の幕府財政の役割であった。この時期の幕府財政の支出状況を示すものとして、大口(2020)は貞享3年(1686)の「御入用払高大積」という史料を利用し、江戸時代初期における幕府財政の概況について分析した。貞享3年の幕府の財政支出は、旗本御家人への俸禄支給に全体のほぼ四割を費やし、大奥費用を含む将軍の家産と消費生活にもほぼ四割を費消し、残りの切り詰めた軽費のなかで政治と行政の費用を捻出していたことが理解できる³。

大野(1996)の研究によると、成立期の幕府財政を知りうる勘定帳類はほとんどなく、僅かに『竹橋余範』巻七に収載される正保3年～承応元年(1646～52)の「正保三年戌亥慶安元年子丑寅卯承応元年辰浅草蔵御勘定帳」や「寛永十八年～正保二年(1641～45)の「大坂御城米巳午申酉納並渡方御勘定目録」しかない。納勘定の納人名は郡代・代官が大部分であり、記載された内容は納米・菘・大豆などであり、大部分は年貢と見られる。慶安4年・承応元年の時点で、浅草米蔵は年次決算の総量を示していないことは幕府直轄蔵体制がまだ確立していないことを推測する。

さらに、大野は「近藤重蔵遺書」にある貞享4年(1687)に作成された「貞享三寅年御入用払高大積」の史料を分析し、財政支出は以下の点を指摘した。貞享3年幕府江戸金蔵支出のうち、最大の支出は幕臣団への俸禄である切米金(41.5%)、続いて普請作事経費(31.9%)、将軍家政関係費目(18.8%)となっている。また、元禄7年(1694)の「御蔵入高並び物成元払積書」は、同年の近年入用が増えた状況であり、作事ついで細工方・畳方入用・納戸入用・合力金が両年間の支出増の平均指数を上回っている。造寺造仏などの作事普請経費の急増、綱吉の奢侈による将軍家政経費の支出増もあって、結果は元禄期には収支不足となっている。この史料は収支不足に対する財政策の評議の基礎資料として勘定所内で作成されたものと推定され、翌元禄8年の貨幣改鑄令の発布、改鑄益金による財政補填という政策実施に至ったのである⁴。

(2) 徳川幕府中期の財政(享保期～天明期)

飯島(2004)は『徳川宗家文書』と『維新史料引継本』を利用し、天明8年(1788)の幕府財政予算書や収支決算書を手掛かりに、中期の幕府財政について以下のように考察した。①幕府財政の予算書は通常は作成されなかったと言われるが、享保15年(1731)・同16年、天明8年の財政改革実施時は策定されていた。これは改革にあたっての指針的な意味合いがあったものと考えられる。②天明8年の財政においては、前年に出した儉約令のもとでとりわけ「定式」部門において厳しい緊縮財政が展開された。とくに、大奥向きの経費は享保十五年決算額との比較において、米方で50%、金方で70%を減額したものであり、前年と比べても三分の一に縮小した金額であった。また、八ヶ所役所経費についても、前年に三ヶ年据え置き部の局別予算案の提出を求めて、できるだけ削減を指示したのであった。そして、経費の削減は将軍家の奥向入用についても例外ではなかった。③金方歳入では金納年貢が享保期の1.3倍となり、一方、金方歳出では二条・大坂在番加番合力金が2倍に増加するなどしていたが、いずれもこの間の米価上昇によってもたらされたものと考えられる。④天明8年には、京都大火による御所・二条城の焼失、さらに御所再建問題が発生しており、予算作成時には同年分の年貢金や江戸・大坂除金の遣方への組入れによって歳入不足を補うことを検討するなど、相当

³ 大口勇次郎『徳川幕府財政史の研究』(研文出版、2020年)244～247頁。

⁴ 大野瑞男、前掲書、420～424頁。

厳しい財政運営を覚悟していた。しかし、現実には予算書作成後に米方においてはおよそ11万石余りが追加収納され、金方で90万両にも及ぶ膨大な歳入が企図されて、最終的には米方で11万3,000石余、金方で32万4,000両余が残された。⑤京都大火にともなう新御所造営関係費は総額81万両余にも達するが、幕府負担分はこのうちの半分程度にとどまったものと思われる。換言すれば、幕府が目指した「関東之御威光」を示し、「公武御したしみ」の実現は、40万両近い造営関係費用を大名へ転嫁することによって可能であったといえるのである⁵。

(3) 徳川幕府後期の財政 (天保期～幕末維新时期)

文久3年(1863)の幕府財政帳簿を分析した大口(2020)は、幕末期の幕府財政が「紊乱状態」にあったとみる戦前の研究を批判的な見解を示している。大口は、年貢収入にもとづいて、直臣団の切米役料と江戸城奥向くおよび諸役所経費を支出という定式部分は一応機能していること、年貢収納は限界に達しており、財政収支のバランスは、貨幣改鑄の利益金によって辛うじて維持されていたことなどを明らかにし、文久期の幕府財政はまさに崩壊前夜の様相を示していると結論づけた⁶。

一方、飯島(2013)は元治期の幕府財政の収支の実態分析を行い、元治元年(1864)年、将軍上洛や長州征討・常野州騒擾などの事件があり、政治的に非常に混乱した年であったと指摘し、その激変する政情下での幕府財政はいかなるものであったのか、弘化・文久期との比較検討を通して次のようにまとめている。①元治元年は、将軍上洛・長州征討・常野州騒擾など幕末政治上重要な事件が起こった年であるが、同年の財政の枠組みは文久期とほとんど変わりが無い。すなわち、年貢収納量は天保・弘化・文久期水準を維持しており、金方収支も貨幣改鑄金に大きく依存しながらも均衡を保っていた。90万両を超えた上洛・長州征討費、50万両に達した朝廷関係費、30万両に及んだ常野州賊徒追討費なども、443万両余りの改鑄益金でなんと賄われたのである。②上洛や長州征討は年貢米金の移動の様態を変化させ、街道筋を中心とした地域での米穀備蓄、諸大名への手当米金の支給方法変更などによって、幕府御蔵段階での収納高は大きく減少したのである。上洛・京都警護・長州征討にともなう飯米・兵糧米・手当米など米穀需要が高まる中で、幕府は関東幕領米や大名領米の買上げ、浅草御蔵での米買戻しなどを実施していたことになる。③大名の上納金・手伝金は上洛供奉や留守警衛、進発供・旗本先手、常野州・和州賊徒追討などを理由に延納が許可される。また、貸付金や拝借金についても上洛供奉・先登・進発供・旗本先手などをつとめた大名に返納が猶予される。大名の負担の在り方が軍事最優先に変化した様子がうかがえる。④文久期以降、幕府は田安・紀伊家に対して貸付金の返済を強く求めるなど、親類筋大名優遇策にもしだいに制限を加え始めた。また、拝借金の貸与にも制限が加えられ、混乱も見られた。こうした中で、軍事動員などで財政負担が増大した大名・旗本・御家人に対して手当米や下げ金を支給するとともに、馬喰町貸付役所の仕法改革(利子下げや年賦返済の導入)を行って負担の軽減を図った。さらに、この時期幕府は馬喰町貸付役所へ下げ金(貸付資金補充)を行ったのであるが、これは馬喰町貸付金の活用によって諸大名・旗本からの財政援助要求に応えようとするものであった。⑤貨幣改鑄益金によって収支の均衡保つという財政の枠組みは、おそらく慶応2年ごろまで維持されたとみられる。改鑄原料の記載が勘定帳では不十分であるが、文久期以降洋銀などが積極的に利用されたことは間違いない。元治元年の場合、奥御金蔵金や銀分銅も改鑄原料に利用されていた。御用金も幕末期における幕府の重要な財源の一つであった。幕府は慶応元年・2年に江戸・

⁵ 飯島千秋『江戸幕府財政の研究』(吉川弘文館、2004年)55～59頁。

⁶ 大口勇次郎、前掲書、94頁。

大坂・兵庫・西宮町人に御用金を賦課し、相当程度の収入を得ることができた。しかし、返済金が新たに課された御用金の一部として取り扱われるような状態は、御用金についても、これを安定的に確保することは次第に難しくなってきたことを示している。幕領・私領からの上納金も同様である。こうした中で、慶応2年以降外国借款や紙幣発行がより具体的に検討され始めることになる⁷。

3. 幕藩体制下における会計機構の発展経緯

前節は徳川幕府の財政についての先行研究をレビューしつつ、幕府における財政基盤の特質及び財政状態の全般的な変遷について概観した。江戸時代の財政事情を対象にした先行研究が行われることができた前提は、その時代における法と官僚による国家支配組織が形成されていたこと、及び組織を支える公文書管理システムが段階的に整備されてきたという二点を挙げられる。そもそも、財政という言葉の定義はどのような意味合いを含んでいるか、国語辞典よると、財政とは、国家や地方公共団体がその任務を遂行するために営む経済行動で、総体収入の取得のための権力作用と、取得した財・役務の管理・経営のための管理作用とがある。この定義を念頭に置き、現代における国家の総体収入の取得は政府の権力と管理の元で、政府の会計業務の完遂によって初めて確保されると同様に、徳川幕府の場合も、その「総体収入」の取得のための「権力作用」と、取得した財・役務の管理・経営のための「管理作用」は何らかの組織の会計業務によって実現されたのではないかと考える。ゆえに、本節では、前節で述べてきたような幕府財政の管理と運営を遂行する会計組織はいかなるものかを考察する。

大野(1996)は江戸時代において、徳川幕府は幕藩制その存立のために高度で精緻な制度・機構整備の拡大を図り、様々な矛盾を克服するための対応策としてさらに機構が改革強化されたと指摘した。幕藩体制と呼ぶ社会体制が確立するのは三代将軍家光の段階であると言われる。幕藩体制下の幕府は行政を円滑に運営するには、どうしても制度を整え、それに頼らざるを得なくなり、次第に徳川幕府の行政組織の骨子がこの時代に次々につくられてゆく。老中⁸・若年寄を始め、寺社奉行・町奉行・勘定頭(後の勘定奉行)といった幕政中枢部の機構が整ったのは寛永10年(1633)前後とされている⁹。もちろん、この行政機構は時代とともに整備改変されつつ、ほとんど全江戸時代を通じてつづくのである。特に勘定奉行を頂点とする勘定所機構は、幕府財政の管理・運営を担当するとともに、全国に分布する幕領を直接支配する郡代や代官¹⁰を指揮・監督して年貢米金の徴収・収納のほか民政や農政に携わるなど、江戸幕府を支えた諸役所の中でもっとも重要な中枢機関であった。

⁷ 飯島千秋、前掲書、第146頁。

⁸ 江戸時代においては、将軍が絶対的な権威者であるが、その絶対性が場合によっては実質的であることもあり、時には形式的なこともある。大老と呼ばれる職位があるが、必要に応じておいた臨時の職であるが、常置ではなく、老中の一種またはその変形と考えてもよい。江戸時代を通じて10名のものが任ぜられたが、一般的には尊敬はうけるが実権は握らないものが多かったようである。従って、江戸幕府の最高の職制は老中であり、老中は将軍に直属して幕政すべてを統轄し、定員は4～5名となる。若年寄は江戸幕府の役職のうち老中につぐ地位であって、普通老中・留守居・三奉行の管轄以外の諸士の統轄・政務を行う。そのほかに、三奉行と呼ばれる、いわゆる寺社奉行、町奉行と勘定奉行である。

⁹ 大石慎三郎「江戸幕府の行政機構」(『学習院大学経済論集』、1973年1月)45頁。

¹⁰ 徳川幕府の支配する土地は時代によって変化がある。約700万石、このうち約300万石は旗本に知行地として分与しているので残りの約400万石が幕府直轄領となる。当時の都合上その直轄領の一部を大名や遠国奉行にあずけ、残りを郡代・代官という地方官に分割支配させる。郡代・代官らは自分の支配地に郡代役所もしくは代官役所(陣屋)を設けて業務を行った。

ただ、この貢租徴収・財政経理を担当する勘定所機構の成立過程は必ずしも明確ではなく、大野(1996)は「勘定所」という名称が史料上に初めて登場するのは、慶長10年(1605)五月二十三日、毛利伊勢守高政から「御勘定所」に宛てた慶長6年分の「豊後国内御蔵入納本帳」とされているという。その後、慶長11年(1606)八月二十七日の近江蒲生郡年貢免状も林伝右衛門から「御勘定所」宛に行ったものである。これらの史料から推測すれば、勘定所は恐らく慶長8年(1603)の江戸幕府成立後間もなく設置されたと考えてよいであろう。成立当初の家康の駿府政権と秀忠の江戸政権の二元政治のもとでは、勘定所は駿府と江戸の両方に置かれ、元和2年(1616)に、家康がなくなり駿府政権が解体すると、江戸の勘定所に一元化されたとされている。

ただ、江戸幕府の直轄領は全国に分散しており、初期においては、それぞれの地に配置された代官が各々の活動しており、必ずしも統一的な組織にはなっていなかったと推測できる。従って、初期の勘定所が、後の勘定所と同じ権限を持つ機関であったとは言えない。ある意味で、勘定所の成立は、進行する寛永飢饉、代官など地方役人・庄屋の不正への対応として、財政経理を統轄し、幕領を統一的に支配する体制を整備する必要に迫られたからである¹¹。

江戸の勘定所は二ヶ所に設けられ、江戸城中の「御殿勘定所」と大手門内の横にある「下勘定所」に分かれていた。飯島(2013)は享保6年(1722)の時点で、御殿勘定所には「御殿詰」と「勝手方」が置かれて、幕府大奥の財政経理に関する事務一切を統理管掌したと考察した。下勘定所には取箇方、道中方、伺方、帳面方、など5つの掛り(部署)が置かれて、もっぱら地方財政の事務を司った。この両勘定所はともにそれぞれ適当の分課制度を設け、その所務遂行と整理に従事したものであった。その後、諸掛りの新設、独立、掛り取扱い事項の変更などが行われ、安政六年の時点でみると、御殿詰、勝手方、取箇方、伺方、帳面方など実に69にも及ぶ諸掛り(部署)が置かれていた。勘定所の分課及び取扱い事項は極めて多岐にわたるが、その大半は財政に関わり、幕府の収入と支出を所管する会計組織であることは言うまでもない。さらに、宝暦11年(1762)の史料「御勘定方人数並掛分書付」では、会計業務に関わる部署はおおよそつぎのようであった¹²。

御殿詰：諸向より下ってきた切米扶持方・各種金銀米銭渡りなどの断書の吟味(受取手形の改め・手形裏書きなど)、勘定奉行属僚から提出された諸願書(惣領目見願・屋敷願い・養子願ほか)に対する吟味と書上げ、諸向(書替奉行・金奉行・蔵奉行・漆奉行など)への添え状の取り計らい、地方から報告・注進された事柄(孝行、奇特者書上げ、出火・百軒以上の類焼、流行病等々)や代官差出し物などの吟味。

勝手方：物成米金銀の元払い(代官所から納められる年貢米金銀・小物成運上などのうち、現地での支出分)、三季切米渡り方、張紙値段、そのほか品々吟味(献上金銀など諸向き納めの吟味、佐州、石州。但州物成、灰吹銀納め、各地米蔵、金蔵の納払帳改め、作事方ほか諸役所渡り金の吟味など、米や金銀銭の決算に関わることはほとんど勝手方の取扱い)。

取箇方：毎年の取箇(米納年貢高、代官は、村方への年貢割付状公布に先だち、田方検見終了後に、幕府の年貢取り分を記載した御取箇帳を勘定所に提出した)、荒れ地起返し、諸国堤川除普請、廻米運送(年貢米の輸送)、各地御蔵詰米高の割賦、夫食(農民の食糧)・種貸などの吟味。

伺方：諸國小物成や諸運上、闕所田畑(財産没収となった田畑)の払い下げ代金などに関する代官・預所役人からの伺書の吟味(値段のつり上げや組落ち有無の確認)、神宝道具類の修復費用抑制のため

¹¹ 大野瑞男、前掲書、376頁。

¹² 飯島千秋「江戸幕府勘定所と勘定所諸役人」(横浜商大論集、第54巻1・2合併号)56頁。

の吟味。

知行割：加増村替、領地知行引替え（大名所替、寺社領割替えなど）、代官・預所に対する増知・場所替え・割り渡し、そのほか品々吟味。

帳面方：諸国代官・預所、遠国役所から提出された諸勘定帳、勤方帳、諸国村鑑帳、各方面ですでに吟味済みの諸伺い、そのほか品々吟味。

勘定所の責任者に関しては、各書の記述による相違があって、定かではない。幕初は年寄（老中）が兼務し、実質は大久保長安・伊奈忠次が地方奉行などこれに近い役割を果たしていたと考えられる。大野（1996）によると、松平正綱は慶長14年（1609）に会計総括を命ぜられ、元和元年（1615）奉書加判とともに勘定頭を兼務している。曾根吉次も寛永7年（1630）関東勘定頭となり、寛永13年（1636）惣勘定頭となったという史料が見られる¹³。3代将軍家光の代においては、幕領や代官支配、金銀出納などの諸機能（職務）は年寄衆（老中）や留守居が担っていたが、寛永19年（1642）に至り、農政部門と財政経理部門が合体して、それら諸機能が勘定頭のもとに集中する体制が成立したのである¹⁴。

勘定所の最高責任者は元禄期頃までは勘定頭と称していたが、以後は勘定奉行と改称された。勘定奉行は老中支配のもとで、財政はもとより、経済、金融、交通、運輸、貿易、警察・裁判、治水、防衛など、実に多くの重要な任務を担当していた。勘定奉行はさまざまな変遷と改編が行われ、元禄期ごろに、勘定奉行が幕府の財政機構を全面的に掌握することになった。勘定奉行は、郡代・代官を始め、蔵奉行、大坂・二条蔵奉行、金奉行、漆奉行、林奉行など、40を超える役職者およびその属僚を支配したが、日々、勘定所に詰めて実質的に勘定所の任務を担っていたのが、勘定組頭、勘定、支配勘定、支配勘定見習いと呼ばれる人々であった。そのほかに、勘定所その機構を監視し勘定所に重大な影響力を持つ勘定吟味役¹⁵がのちに設けられ、その職務は主に幕領貢租収納の査検と勘定奉行以下の勘定所吏僚や代官の勤務状態の監督にあったが、現代におけるいわゆる監査に通じる。

図表1は天保11年（1841）前後、江戸にある出版業を営む出雲寺から出版されもの『会計便覧』¹⁶の写真である。これは江戸幕府の勘定所に関する史料であり、特に江戸時代後期における勘定所の職務分掌や勘定奉行支配下の諸役人構成を年次別にその全貌を明らかにした史料である。

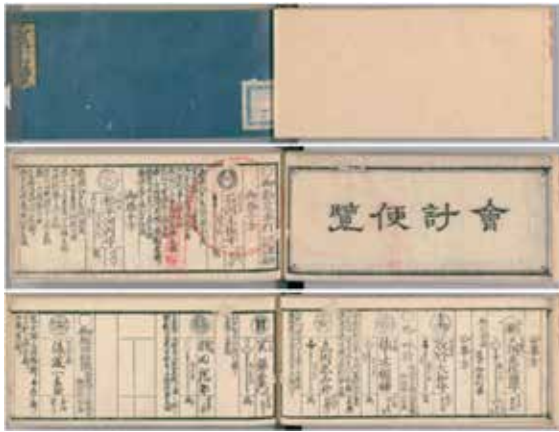
¹³ 大野瑞男、前掲書、375頁。

¹⁴ 飯島千秋、前掲論文、51頁。

¹⁵ 馬場憲一（1976）によると、勘定所における勘定頭－勘定組頭－勘定－支配勘定という吏僚組織は、万治・寛文期（1658～7）に成立したという。勘定吟味役は天和2年（1682）六月に勘定組頭・佐野六右衛門正周、代官・国領半兵衛重次の2名がこの職に任命された時に始まったという。勘定方の総監査役であり、勘定奉行支配諸役の目付・相談役である。稟米支給手形に切判し、事務検査、違反時の老中への具申権もあった。勘定奉行の支配下役人転勤罷免の時に連署する役目もあった。元々定員は2人であったが、1682年に4人に増員、のちに6人に増員した。

¹⁶ 村上直・馬場憲一編著『江戸幕府勘定所史料－会計便覧』（吉川弘文館、1986年）。

図表1



所 在：国立国会図書館 三井文庫
出版社：出雲寺（いずもじ）
出版年：天保11年前後（1841）
写真は弘化3年版（1847）
形 態：半紙の三ツ切、横本
丁 数：二十丁～二十六丁、
サイズ：縦7.1センチ、横16.3センチ
出典：国立国会図書館ホームページ

この史料によると、江戸時代260余年の間に、勘定奉行に就任したもの（再任も含む）は213名であり、勘定吟味役に就任したものは138名である。馬場（1975）はこの二つの職務に就いた人物の在職期間、就職時年齢、家禄などについて整理したうえ、勘定奉行・勘定吟味役の昇進過程を詳細な分析を行い、以下の考察を提示した。勘定奉行はその職制の上から農政・財政・司法など幕府財政全般にわたる多くの知識が求められていたにもかかわらず、江戸時代全期間を通してみると、それらにはあまり関係ない役職（番士・目付・遠国・普請など）を経て昇進してきた者によってその職の大半は占められていて、幕府財政関係の職務に精通していた勘定所吏僚などからの昇進は極めて僅かであった。だが、所謂「三代改革」¹⁷と言われる時期が例外に、幕府財政立ち直しの時期においては、財政および農政の知識に精通した勘定吟味役、勘定所属僚や財務関係役職の経験者などが登用されることが顕著となっていた。一方、勘定吟味役に就任した者のほとんどは江戸時代全期間を通してみた場合、その職務遂行上必要とした幕府財政全体についての知識に明るい勘定所吏僚、納戸、賄方、蔵奉行などを経験した経済官僚であり、その就任者の中にあっても大半は勘定－勘定組頭－勘定吟味役へと昇進して来た純粋な勘定所吏僚であった¹⁸。

慶応4年（1868）5月に、新政府が江戸鎮台を設置したさい勘定所は廃止され、民政裁判所と改称された。この民政裁判所は同年8月に、会計局、同年10月には会計官出張所と順次改称されながら、翌明治2年（1869）に、大蔵省に吸収されていく。勘定所の廃止にともなう同役所で勤めていた合計429人の去就であるが、長年培ってきた実務能力を高く評価され、人材確保を図ったため、民政裁判所勤務が命じられ、新政府のもとで会計業務を続けていたことも明らかである¹⁹。

前述したように、徳川幕府財政の確立は勘定所機構の発展経緯と軌を一にし、勘定所部署の分課・独立による会計業務の円滑化、会計専門職の出現及び監査制度（勘定吟味役）の充実などは最終的に幕府財政に積極的な作用をもたらし、幕府財政の確立に貢献した。官僚組織の中でも、会計と関わりの組織は非常に重要なポジションを占めており、組織的・社会的配置を管理するための最も影響力のある組織であることは明らかである。江戸時代の幕藩制社会の成立の礎石は徳川幕府の強固な財政にあるとすれば、その財政の任務を遂行し、総体収入の取得のための権力作用と取得した財・役務の管

¹⁷ 江戸時代の三大改革は「享保改革」、「寛政改革」及び「天保改革」を指す。

¹⁸ 馬場憲一「勘定奉行・勘定吟味役の昇進過程に関する一考察」（『法政史学』、法政大学史学会、1975年3月）32頁。

¹⁹ 飯島千秋、前掲論文、58頁。

理作用は勘定所という組織によって完遂されたと言えるであろう。

4 幕府の財政を支える帳簿システム

前節は江戸時代における官僚による財政・会計組織が形成されていたことおよびその組織の発展経緯について考察した。本節では、法と官僚による国家支配のシステムを基礎から支える公文書管理システムのうち、特に財政・租税のような国家が成立する基幹となす領域の道具として利用されてきた会計帳簿について考察する。官僚による徳川幕府の支配体制は全江戸時代を通じて確立してきたと言われるが、特に享保改革の時期は体制整備の重要な画期であったことは広く知られている。大石(2013)は享保改革²⁰が法と官僚による行政に基礎づける公文書システムを整備した点においても、重要な意義を持つものであったと指摘した。本節では、享保改革期、公文書管理システムのうち特に財政・租税の面において、幕府官僚組織が利用した記録手段の帳簿システムがどのようなものがあるのか、さらに各帳簿はどのような役割を果たしていたのかについて考察する。

享保改革の一環としての法と官僚による行政を基礎づけたという公文書政策について、大石(2013)は次のことを考察した。享保改革の展開に際し、先例の収集と蓄積は幕府にとって緊急な課題となっていたため、徳川八代将軍吉宗が就任後、享保5年(1721)に江戸城内にある公文書の調査を開始させた。享保以前は、勘定方関係の諸帳面や諸書類が混在し、「旧例見合」に手間がかかったが、享保8年の文書整理以後は、年別・類別・郡別に整理され、不都合が無くなり、この頃から公文書システムが機能し始めたと言われる。さらに、幕府は、元文元年(1736)四月に、勘定奉行に対して、代官も含めて公文書システムに慣れるよう指示している。享保8年(1724)八月、幕府の勘定奉行は、勘定組頭に対して、「御勘定所勤方之覚」と題する全十一ヶ条の勤務内容の明細を示している。その最後の箇条と、これに続く末尾の部分に次のような記載がみられる。

「一 御勘定所諸書物帳面之儀、近き年より段々に仕分け目録致し置き、其外御多門に有之分も、右同前にしらへ置可被申聞候。右_者今度勘定所勤方之儀相改り、水野和泉守書付を以被申渡候に付、猶又委細可有吟味趣、如此候間可有其心得候、惣_而組頭中の内下勘定所に老人宛は被罷在、物毎しまり候様に可被致候、怠り之儀有之候はゞ、組頭中不念たるべき旨、右書付にも有之候間、御勘定衆・支配衆へも能々被申聞、諸書物混雑無之、平生見合に可入書物等は仕立置、怠慢無之様に可被相心得候、以上」²¹。

これによれば、勘定所の書類(公文書)について、近年の分を分類し目録化すること、その他は多聞櫓²²に保管されている分も同様に調査・目録化することが指示されている。末尾の部分によれば、これらの指示は享保8年の勘定所機構の改編にともない、勝手掛老中の水野忠之から申し渡されたものであったが、とくに文書に混乱がないようにすること、日頃「見合」(参考する)として利用する文書は、よく整理しておくことも指示されている。

その後、享保改革から七十年ほど経った寛政改革のさいに、下勘定所内の帳面方支配勘定役を勤め

²⁰ 大石(2013)は享保改革の特徴について、以下の四点をまとめた。まず、第一は、第八代将軍徳川吉宗の政治的主導権の確立である。第二は、大岡忠相を登用して展開した江戸の都市政策である。第三は、鷹場制度を通じた江戸周辺および関東地域の再編である。第四は、幕府がさまざまな国家政策・公共政策を展開したことである。

²¹ 享保8年八月「御勘定奉行より組頭へ相渡候書付」(大蔵省編纂『日本財政経済史料』第四卷上、財政経済学会発行、芸林舎版、1971年)81～85頁。

²² 多聞櫓(たもんやぐら)：城郭の周囲の石垣上に建てられた長屋のこと。通常の城壁より防御機能を高めたもので、江戸城本丸には多聞が随所に築かれていた、現存するのは富士見多聞櫓だけとなっている。

た大田南畝²³が竹橋門内勘定所倉庫の諸帳面取調べの幕命をうけて整理に着手し、調査を行った結果として、文書総数九万四千二百冊余りが確認され、種類別に分類されたことが知られる。内容をみると、郷帳、年貢、普請、地方勘定、上知、知行割、金蔵勘定、貸付金勘定、島勘定、禁裏勘定、川船勘定、木材、金銀山勘定、金銀吹方勘定、長崎金銀勘定、城詰米、酒造米、検地帳、反別帳、人別帳、諸証文、高札写、条目請書、国絵図などの史料名が並んでいる。まさに国家運営のための公文書群というべきものであった。さらに、大田南畝はこの目録の成立を享保7、8年ごろと推測していた²⁴。その目録の詳細の一部を抜粋し、図表2で示す。

図表2

一 高帳並高入渡増減帳	百七冊
一 郷帳	八千五百六冊
一 地方御勘定帳	七千弐百七拾弐冊
一 上知帳	千八百八拾弐冊
一 江戸・大坂御金蔵御勘定帳	百五冊
一 駿府御蔵・久能御神領・町方在方貸付金御勘定帳	六拾七冊
一 元払御納戸御勘定帳	九拾六冊
一 御金蔵元払御勘定帳	百四拾冊
一 御腰物方 _并 御弓矢御鑓御勘定帳	弐拾三冊
一 御箆筒御鉄砲大箆筒御勘定帳	弐拾六冊
一 御台所御賄入用同直段帳、同勘定帳	八百七拾六冊
一 御豊御勘定帳并備後表御勘定帳	百十三冊
一 漆, 鉛, 鉄, 銅, 紬元払御勘定帳	弐拾七冊
一 金銀山御勘定帳	百九拾九冊
一 金銀吹方朱座・銀座・銀銅吹方并銀座御運上勘定帳	百十一冊
一 江戸・大坂御材木御勘定帳	千弐百拾壹冊
一 御伝馬宿入用米并金銀納帳	拾壹冊

出典：大石学著『近世日本の統治と改革』

このように、数多くの文書あるいは帳簿が整理されたが、以下は『徳川幕府県治要略』²⁵を参考し、徳川幕府の県治に要する重要な帳簿の名称と内容について整理した。

²³ 大田南畝（おおた なんぼ）（1749～1823）は天明期を代表する文人・狂歌師であり、御家人である。勘定所勤務として支配勘定にまで上り詰めた幕府官僚であり、1800年、竹橋門内勘定所倉庫の諸帳面取調べの幕命をうけて整理に着手し、作業の暇に文書記録を抄出し、同年中『竹橋蠹簡（とかん）』、『竹橋余筆』、記録全文筆写『竹橋余筆別集』を著した。勘定所記録の散逸焼失によりこれらの史料は社会経済史料として貴重である。

²⁴ 大石学、前掲書、46頁。

²⁵ 安藤博編著『復刻 徳川幕府県治要略』（柏書房、1966年）。国史大辞典によると、『徳川幕府県治要略』は江戸幕府代官所支配勤務の概要を記した書。1915年刊。編者安藤博はおそらく関東郡代手付役と推測されるが、1869年退職、静岡藩吏となり、廃藩後大蔵省に勤務し、のち本書を編集した。編者がその体験と手控類および旧同僚らの協力を基本とし、これに関係諸書類を参照して編述されている。その内容は県治・吏員・管轄地・官庁・経費・職務・村役人・旅行・高反別・地種・開墾・租税・除税地・検地・貢租・収納・質地・貸与・官簿・民簿訴訟刑罰など三十余項目にわたっており、ほぼ民政の全容を示している。吏務体験に裏づけられた記述は具体的であり、豊富な史料と雑話・図画は異彩を放っている。江戸時代後期における幕府の地方統治の実態を伝える資料として重要な文献の一つとされている。

御勘定帳：本帳は地方御勘定帳、御金蔵御勘定帳の二種とし、全者は租税その他の収納及びその中より収支に係るもの、後者は別途御金蔵より領取せる、金銀の出納に関するものである。地方御勘定帳は租税米金の出納、皆済後決算する帳簿にして、假令事故ある場合、調整を延長しても、三年を超えてはいけないとする。地方御勘定帳は勘定帳へ進達し、主任勘定の証書対照及びその他の検査を経て、勘定奉行の面前に、勘定吟味役、勘定組頭、侍座代官出席し、勘定合わせなる式を実施し、勘定合わせは単に総計のみを、勘定吏官は算盤を使い、代官は数を読み上げ、収支差し引きの計算をなす。勘定合わせを終了後、勘定奉行、吟味役、組頭は連署捺印し、代官へ宛て奥書を以って証明し、なお、老中連署を以って、奥書証印し代官へ下付する。

高帳：新たに郡代、代官に任せられ又は任地転換の時は、その管轄すべき郡村の高などを明記するもの、御高帳という。これを持って以前管轄した郡代・代官に交渉し、期日を約し所属を發してこれを受領する。

郷帳：本帳は本途、見取り、反高、流作場、小物成、高掛物など高反別、並びに租税額、及び定納に係る運上、冥加の類を掲記し、納税の基礎に備える極めて重要な帳簿である。年々異動を訂正し、その年の分は翌年五月晦日(31日)迄に、代官より勘定所へ進達すべきと規定しており、各村の税の状況を登録したものである。郷帳に記載する租税はその村の原租のみにして、本税に付加する口米永、出目、延米、または年々異動ある諸運上、冥加、その他臨時収入の種類は掲載しない。

御取箇帳：本帳は本田畑、見取り、反高場などの石高又は反別、並びに地租小物成の類の税米永の内訳を詳細に列記し、当年の収納額を各町村へ令達する原簿であり、書式は収納の部に掲載する。

大積納払明細帳：本帳は御取箇帳、郷帳に掲載する租税を始め、年々増減ある諸運上、分台税、高掛物、本租の付加税、その他諸物払代、拝借返納金に至るまですべての当年の出納に係るものを漏れなく掲載し、正米、石代納、金納など米蔵金蔵へ納入すべき現額を予定する帳簿で、代官より勘定所へ進達するものである。

以上のような帳簿の他に、御金蔵元勘定帳、川船御勘定帳、金銀山勘定帳、検地帳、運上勘定帳など、様々な帳簿が設けられており、特徴としては、あらゆる会計部門ごとに、その名称をつけて、備え付けていたものが多数で、使用した会計帳簿の種類は非常に多かった。このように、享保期を境に、徳川幕府のトップが自ら史料に基づく近代的・合理的な記録・報告システムの再建を目指していたことが明白であり、それが官僚機構である勘定所という組織の中においても、詳細の会計記録が行われたことは言うまでもなく、その文書の保存意識がさらに高まり、会計帳簿組織の秩序の変化と整備が一層進められたことは明らかである。

5 おわりに

周知の通り、江戸時代の経済は貨幣三位制を採用し、統一的な度量衡を採用していなかった。後期において、商業資本が少し見られるが、基本的には徳川幕府を通貫した経済の中心は封建性社会の農業を中心であった。官庁と民間ともに複式簿記という西洋の記帳技術を使用しておらず、現代会計学分野における諸概念諸思想は江戸時代の会計の中で行われているかどうかは依然として不明である。しかし、冒頭で述べたように、会計とは人や組織が過去において実際に行った活動を記録してきたものであり、会計帳簿には過去における出来事が時間と空間を超えて事実として再生されるための情報が蓄積されると理解すれば、徳川幕府の会計も「記録」と「報告」という会計の本質を備えているように思われる。

日本の文書は、奈良時代に作成された戸籍を最古のものとして、古代、中世、近世、近代の各時代にわたって、膨大な量が伝来していると言われる。おそらく、その数量と古さにおいて世界有数の文書国家ともいえよう。土地を始め、財産の記録と納税に関する文書、中央組織から農村民間レベルまで、文書の重要性が認識され、そこから、様々な細かい会計記録（帳簿）を生み出した。その伝統を引き継いだ徳川幕府は税収と財政を守るために、多種多様の帳簿および記録方法へとその様式を展開させ、勘定所という官僚機構を持ち、精緻な会計組織と詳細な会計記録を通じて国家財政の任務を遂行した。全江戸時代を通じて徐々に組織化された会計システムが存在したからこそ、徳川幕府の財政が支えられ、幕藩体制の社会が成立でき、260年間もその統治が維持されてきたことと言えるのではないだろうか。

—参考文献—

- ・安藤博編著、『復刻 徳川幕府県治要略』、柏書房、1966年。
- ・飯島千秋、『江戸幕府財政の研究』、吉川弘文館、2004年。
- ・飯島千秋、「江戸幕府勘定所と勘定所諸役人」、『横浜商大論集 第54巻1・2合併号』2021年3月。
- ・大石学、『近世日本の統治と改革』、吉川弘文館、2013年。
- ・大石慎三郎、「江戸幕府の行政機構」、『学習院大学経済論集』、1973年1月。
- ・大口勇次郎、『徳川幕府財政史の研究』、研文出版、2020年。
- ・岡本治雄、『現代会計の基礎研究 第2版』、中央経済社、2002年。
- ・大野瑞男、『江戸幕府財政史論』、吉川弘文館、1996年。
- ・大野瑞男、『江戸幕府財政史料集成上巻・下巻』、吉川弘文館、2008年。
- ・大蔵省編纂『日本財政経済史料』第四巻上、財政経済学会発行、芸林舎版、1971年。
- ・工藤栄一郎、『会計記録の基礎』、中央経済社、2011年。
- ・武田隆二、『会计学一般教程 第7版』、中央経済社、2008年。
- ・千葉準一・中野常男編集、『体系現代会计学第8巻 会計と会計学の歴史』、中央経済社、2012年。
- ・西沢淳男、『代官の日常生活 江戸の中間管理職』、講談社、2004年。
- ・藤野保、『江戸時代をどう見るか』、雄山閣、1997年。
- ・馬場憲一、「勘定奉行・勘定吟味役の昇進過程に関する一考察」、『法政史学』、1975年3月。
- ・馬場憲一、「江戸幕府勘定所の機構と職務分課」、『法制史論』3号、1976年。
- ・村上直・馬場憲一編著、『江戸幕府勘定所史料－会計便覧』、吉川弘文館、1986年。
- ・大田南畝著、村上直校訂、『竹橋余筆別集』、近藤出版社、1985年。
- ・大田南畝著、村上直校訂、『竹橋余筆蠹簡・竹橋余筆』、文献出版、1995年。
- ・ルイ・ゴールドバーグ著、工藤栄一郎訳、『ゴールドバーグの会計思想』、中央経済社、2005年。